

■ 課題研究報告 ■

II 教師の社会学を展望する

—教師教育改革の動向をふまえて—

司会者 加野 芳正 (香川大学)
 報告1 陣内 靖彦 (東京学芸大学)
 報告2 久富 善之 (一橋大学)
 報告3 酒井 朗 (お茶の水女子大学)
 討論者 潮木 守一 (桜美林大学)
 耳塚 寛明 (お茶の水女子大学)

社会の変化に研究が追いつかない。しかも、その変化が政策として矢継ぎ早に降りかかってくる時、どう対応すればいいか。本課題研究では、教職大学院や教員免許制度の総合化・弾力化など一連の教師教育改革が急ピッチで進むなか、①「教師の社会学」はなぜ教師教育政策に影響を及ぼせなかったのか、②現在進行中の教師教育改革をどう評価するか、③「教師の社会学」における政策研究のあり方の3点をめぐって、歴史、実証、エスノグラフィーの3つの立場から展望が行われた。

第1報告者の陣内氏は「歴史研究の立場から」という題目で、戦後の国立教員養成系大学・学部への入学定員の推移から、定員の削減と振替が続くこの20年間に戦後教員養成の第三期と位置づけられた。そして、現在進行中の教師教育改革の迷走は、行き当たりばったりの文部行政と大学における教員養成に対する不信感によるものであること、その背景には1970年代半ば以降に教師の職業的役割を

「私的サービス」としてみる国民世論のまなざしの変化があることを、新聞社説の推移——「先生=対社会」から「先生=対生徒・保護者」へ——から捉えられた。陣内氏は、現行の教師教育改革が「教職」の改革を見ていないことを批判された上で、「教師の社会学」が政策を経ずとも教員養成あるいは教師の実践に活かされる筋道があること、そのためには職業として営まれる「教師の教育行為」に焦点化した「教職の社会学」的アプローチが有益であること、既成の専門職に近づけることを目指してきた教師の専門職化ではなく、教師の仕事それ自体が持つ独自性や課題を基盤にした「新しい専門職」を構想することの必要性を述べられた。

第2報告者の久富氏は、「教師の社会学研究」において政策研究はどういう意味で可能なのか——取り組みの中の比較実証研究を念頭に——という題目で、現在進行中の5カ国比較研究から報告された。久富氏によれば、教師研究が政策提言するには、政策争点に関わる歴史

的・社会的・世界的文脈（新自由主義と社会民主主義）のなかでイシューの諸側面をいかに可視化できるかにかかっている。久富氏は、EU の中では英国流の新自由主義的改革が必ずしも教師教育改革のトレンドではないことを指摘された上で、「改革」の衝撃をやわらげる教員文化を中核に据えた分析枠組みを示された。そして、政策的含意として重要なことは、「現場の声を聞き、自由・自主性を尊重せよ」などの教師のステレオタイプが、「改革」や「政策」の実際をいかに屈折させ、教師自身の教職アイデンティティや「専門性」の性格に影響を与えるのか、そうした日常的文脈を政策争点的文脈に位置づける条件を探り当てることであると述べられた。

第3報告者の酒井氏は、「エスノグラフィーの立場から——教えること (teaching) の臨床社会学——」という題目で、エスノグラフィーを用いた手法はいかなる形で政策に貢献できるのか展望された。酒井氏は、学校教育の危機を読み解き、それに対応した政策的含意を得るには、「教師の社会学」を「教えることの臨床社会学」として設定し直すべきであると指摘された。酒井氏によれば、「教えることの臨床社会学」が影響を及ぼそうとする先の「教育政策」を、「言説として作用する政策」(policy as text) と「ディスコースとしての政策」(policy as discourse) に概念区分することで、文書として記述された政策が教育現場に与える多様な解釈と、議論の大枠を規制する言説の存在が確認できる。酒井氏は、後者の「ディスコースとしての政策」研究の

事例として、幼小連携研究の一環としてのアクションリサーチと不登校対策事業における不登校支援言説分析にかかわる臨床的研究を紹介された。こうしたエスノグラファーの立場から、政策の履行過程そのものの内実を記述し、社会に向けて発信し続けることで、政策研究に貢献できると論じられた。

以上3氏の報告を受けて、討論者である耳塚氏と潮木氏によって問題点の指摘と質問がなされた。まず耳塚氏は、「教師の社会学研究」が教育政策に有効でなかった理由を3点述べられた。①研究者にそもそも政策的関心が弱い、②重要な知見から政策的含意を引き出す能力の問題、③得られた知見をメディアや政策担当者に届けるチャンネルを生かしていない、などである。以上の文脈から、久富氏に対し「比較研究から得られた知見はどのような文脈においた時に、どのような政策的含意を引き出すつもりなのか」と質問された。

次いで、政策的含意を引き出す処方箋として3点を挙げられた。①改革の原因(新自由主義、現場改善主義)を特定化する構造療法と改革の帰結に着目する対症療法的視点。②議論の開放性。省庁横断的な政策環境の変化に伴い、教育学が自明としていた価値(序列化批判)が変更を余儀なくされている現状は、経済学などの政策科学を必要とする、③知見を分かりやすく主張すること。①と③から酒井氏に対し、「policy as text は政策研究としては有効ではないと否定的に述べられたが、むしろエスノグラフィーは分かりやすさの点で有利ではないのか」、②と

③から陣内氏に対しては「教師の仕事それ自体が持つ独自性を分かりやすく説明してほしい」と質問された。

次いで潮木氏は、誰も焦眉の教員免許制度や専門職大学院の問題について触れなかったが、この沈黙は一体何を意味するのか理解し難いと率直な感想を述べられた。その上で、①一般に、研究が政策にストレートに役に立つとは限らない、②すでに様々な批評があるなかで、教育社会学が専門家集団として考えねばならないことは、知見の妥当性、提言の証拠、論証の組み方を誰にも分かりやすく説明する力、③個人的体験の開陳になりがちな教育論議の隙間を埋めるエスノグラフィーは有益、④免許制度に対する規制緩和の動きの中で、あえて学会の基盤を危うくする問＝「免許制度の再検討」を行う局面に来ていることなど、本課題研究の根幹に関わる見解を述べられた。

討論者の質問に対して陣内氏は、報告は決して既成の枠組みに留まるものでなく、ビジネスモデルでも公務員モデルでもない第三の方向性を目指すものである、免許制度の枠が外されたとき、どういう方向で教員を養成するのかは大学から打ち出すべきであると回答された。久富氏はこれまで政策的含意を自覚的に考えてこなかったが、知見は教師の力量が

発揮できる環境づくりに生かしたい、知見を生かせる文脈としては官僚統制でも規制緩和でもない第三の方向性を模索していること、免許制度の改革は否定的に捉えるのではなく、教員養成と受験資格のあり方を含めた「フレキシビリティの質」の問題として考えたいと回答された。酒井氏は、対症療法的視点としては焦眉の改革のなかで注目されている実務型＝実践性を「教職リテラシー」として再構築できるのではないかと、分かりやすさというよりも言説空間、テキスト、実践のダイナミックな関係を読み解くことで政策に貢献できると回答された。フロアからは柳治男氏（中村学園大学）が、教師の専門性にこだわる理由と教職を感情労働、単純労働、介護労働とみる視点について質疑を行った。

最後に司会の加野氏は、政策と研究はそれぞれ独自に動いているから政策と研究が結びつかないこともある、教育社会学学会では「教師研究」が必ずしもメインな分野ではなかった、にもかかわらず会員の足場を揺るがしかねない免許制度の改革は、「教師の社会学研究」のいっそうの活性化を促さずにはいられない、この意味で本部会による展望は有益であったと結ばれた。

(研究部：藤村正司)